

投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則

改正案

投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

目次

第一章（略）

第二章 委託者指図型投資信託

第一節～第三節（略）

第三節の二 注記表（第五十五条の二―第五十五条の十二）

第四節～第六節（略）

第三章・第四章（略）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この府令は、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）に基づく投資信託財産（法第十四条第一項若しくは第四十九条の三又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第五十三条の規定により読み替えられた法第三十三条第一項本文に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）の計算に関する事項その他の事項について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第二条（略）

2 この府令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 計算関係書類 次に掲げるものをいう。

イ 各計算期間に係る計算書類（貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに注記表をいう。以下同じ。）

ロ イの附属明細表

投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

現行

投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則（平成十二年総理府令第三百三十三号）

目次

第一章（略）

第二章 委託者指図型投資信託

第一節～第三節（略）

（新設）
第四節～第六節（略）

第三章・第四章（略）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 投資信託及び投資法人に関する法律（以下「法」という。）に基づく投資信託財産（法第十四条第一項若しくは第四十九条の三又は投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十号。以下「令」という。）第五十三条の規定により読み替えられた法第三十三条第一項本文に規定する投資信託財産をいう。以下この章において同じ。）の貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表の記載方法は、この府令の定めるところによるほか、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）又は一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものとし、運用報告書の記載方法は、この府令の定めるところによる。

（定義）

第二条（略）
（新設）

ハ 運用報告書

二 税効果会計 貸借対照表に計上されている資産及び負債の金額と課税所得の計算の結果算定された資産及び負債の金額との間に差異がある場合において、当該差異に係る法人税等（法人税、住民税及び事業税（利益に関連する金額を課税標準として課される事業税をいう。）をいう。以下同じ。）の金額を適切に期間配分することにより、法人税等を控除する前の当期純利益の金額と法人税等の金額を合理的に対応させるための会計処理をいう。

（会計慣行のしん酌）

第三条 この府令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない。

第四条から第七条まで 削除

（原則）

第三条 貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書は、投資信託財産及びその損益の状態を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

2 附属明細表は、投資信託財産及びその損益の状態並びに当該投資信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

3 運用報告書は、投資信託財産の状況を正確に判断することができるよう明瞭に記載しなければならない。

（会計方針の注記等）

第四条 資産の評価基準及び評価方法、固定資産の減価償却の方法、繰延資産の処理の方法、外貨建ての資産及び負債の本邦通貨への換算の基準、収益及び費用の計算その他の重要な貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の作成に関する会計方針は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。ただし、その採用が原則とされている会計方針については、この限りでない。

2 貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の作成に関する会計方針を変更したときは、その旨その理由及びその変更による増減額を貸借対照表又は損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、その旨、その理由又は変更による増減額の記載を要しない。

3 前項の規定は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の記載方法を変更したときについて準用する。

（重要な後発事象の注記）

第五条 投資信託財産の計算期間の終了後、投資信託財産及びその損益の状態に重要な影響を及ぼす事象が発生したときは、当該事象を注記しなければならない。

（注記の記載方法）

(表示の原則)

第八条 計算関係書類に係る事項の金額は、千円単位又は百万円単位をもって表示するものとする。ただし、投資信託財産及び損益の状態を的確に判断することができなくなるおそれがあるときは、この限りでない。

2| 計算関係書類は、日本語をもって表示するものとする。ただし、その他の言語をもって表示することが不当でない場合は、この限りでない。

3| 計算関係書類(各計算期間に係る計算書類の附属明細表を除く。)の作成については、貸借対照表、損益計算書その他計算関係書類を構成するものごとに、一の書面その他の資料として作成をしなければならないものと解してはならない。

第二章 委託者指図型投資信託

第一節 (略)

第二節 貸借対照表

(通則)

第十条 貸借対照表については、この節に定めるところによる。

(貸借対照表の区分)

第十一条 貸借対照表は、次に掲げる部に区分して表示しなければならない。

- 一 資産
- 二 負債

第六条 貸借対照表又は損益及び剰余金計算書に記載すべき注記は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の末尾に記載しなければならない。ただし、他の適当な箇所に記載することを妨げない。

2| 特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載しなければならない。

(注記の追加)

第七条 この府令に定めるもののほか、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書により投資信託財産及びその損益の状態を正確に判断するために必要な事項は、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書に注記しなければならない。

(金額の表示の単位)

第八条 貸借対照表、損益及び剰余金計算書並びに附属明細表に記載すべき金額は、千円単位をもって表示することができる。

第二章 委託者指図型投資信託

第一節 (略)

第二節 貸借対照表

(区分)

第十条 貸借対照表には、資産の部、負債の部及び純資産の部を設け、各部にはその部の合計額を記載しなければならない。

(資産の部)

第十一条 資産の部は、流動資産、固定資産及び繰延資産の各部に区分し、固定資産の部は、更に有形固定資産、無形固定資産及び投資その他の資産の各部に区分しなければならない。

三 純資産

2| 資産の部又は負債の部の各項目は、当該項目に係る資産又は負債を示す適当な名称を付さなければならぬ。

(資産の部の区分)

第十二条 資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目(第二号に掲げる項目を除く。)は、適当な項目に細分しなければならない。

- 一 流動資産
- 二 固定資産
- 三 繰延資産

2| 固定資産に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

- 一 有形固定資産
- 二 無形固定資産
- 三 投資その他の資産

3| 次の各号に掲げる資産は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる資産 流動資産

イ 現金及び預金(一年内に期限の到来しない預金を除く。)

ロ 受取手形(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるものを除く。)

ハ 営業未収入金(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるものを除く。)

ニ 売買目的有価証券(時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券をいう。)及び一年内に満期の到来する有価証券

ホ 前渡金(破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で一年内に弁済を受けることができないことが明らかなるものである場合における当該前渡金を除く。)

ヘ 前払費用であつて、一年内に費用となるべきもの

ト 未収収益

チ 次に掲げる繰延税金資産

- (1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産
- (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、計算期間の末日後一年内に取り崩されると認められるもの

リ その他の資産であつて、一年内に現金化できると認められるもの

二 次に掲げる資産 有形固定資産

2| 前項の各部分は、現金及び預金、受取手形、金銭債権、有価証券、建物その他の資産の部に記載すべき資産の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未収入金等)

第十二条 営業未収入金、受取手形その他営業取引によつて生じた金銭債権は、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、これらの金銭債権のうち破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権で計算期間の末日後一年内に弁済を受けられないことが明らかなるものは、投資その他の資産の部に記載しなければならない。

(預金等)

第十三条 預金その他前条に掲げる金銭債権以外の金銭債権で、その履行期が計算期間の末日後一年内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動資産の部に記載しなければならない。ただし、当初の履行期が一年以上のもの又は一年以上となると認められたものは、投資その他の資産の部に記載することができる。

(取立不能の見込額)

第十四条 前二条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権について取立不能のおそれがある場合には、その金銭債権が属する科目ごとに、取立不能の見込額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、取立不能の見込額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2| 前項ただし書の場合においては、取立不能の見込額を注記しなければならない。

3| 取立不能の見込額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

(短期保有の有価証券)

第十五条 時価の変動により利益を得ることを目的として保有する有価証券及び計算期間の末日後一年内に満期の到来する有価証券は、流動資産の部に記載しなければならない。

(買取受益権)

第十六条 投資信託財産において法第三十条の二の規定による受益証券の買取りを行った場合における当該受益証券をもつて表示される当該投資信託財産の受益権は、流動資産の部に特別の科目を設けて記載しなければならない。

(前払費用)

第十七条 費用の前払で計算期間の末日後一年内に費用となるものは、流動資産の部に記載し

- イ 建物及び暖房、照明、通風等の付属設備
 - ロ 構築物（ドック、橋、岸壁、さん橋、軌道、貯水池、坑道、煙突その他土地に定着する土木設備又は工作物をいう。）
 - ハ 機械及び装置並びにホイスト、コンベヤー、起重機等の搬送設備その他の付属設備
 - ニ 工具、器具及び備品（耐用年数一年以上のものに限る。）
 - ホ 土地
 - ヘ 建設仮勘定（イからニまでに掲げる資産で営業の用に供するものを建設した場合における支出及び当該建設の目的のために充当した材料をいう。）
 - ト その他の有形資産であつて、有形固定資産に属する資産とすべきもの
 - 三 次に掲げる資産 無形固定資産
 - イ 借地権（地上権を含む。）
 - ロ その他の無形資産であつて、無形固定資産に属する資産とすべきもの
 - 四 次に掲げる資産 投資その他の資産
 - イ 流動資産に属しない有価証券
 - ロ 出資金
 - ハ 次に掲げる繰延税金資産
 - (1) 有形固定資産、無形固定資産若しくは投資その他の資産に属する資産又は固定負債に属する負債に関連する繰延税金資産
 - (2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産であつて、計算期間の末日後一年内に取り崩されると認められないもの
 - ニ その他の資産であつて、投資その他の資産に属する資産とすべきもの
 - ホ その他の資産であつて、流動資産、有形固定資産、無形固定資産又は繰延資産に属しないもの
 - 五 繰延資産として計上することが適当であると認められるもの 繰延資産
- （貸倒引当金等の表示）
- 第十三条 各資産に係る引当金は、次項の規定による場合のほか、当該各資産の項目に対する控除項目として、貸倒引当金その他当該引当金の設定目的を示す名称を付した項目をもつて表示しなければならない。ただし、流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産の区分に応じ、これらの資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。
- 2) 各資産に係る引当金は、当該各資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各資産の金額として表示することができる。

なければならない。ただし、当初一年内に費用とならないものとして支出されたものは、投資その他の資産の部に記載することができる。

（繰延税金資産）

第十八条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金資産は、流動資産の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金資産で計算期間の末日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

（時価が著しく低い場合の注記）

第十九条 重要な流動資産（第十五条に規定する有価証券を除く。）につきその時価が取得価額より著しく低い場合において、取得価額を付したときは、その旨を注記しなければならない。

（有形固定資産の償却）

第二十条 有形固定資産は、その資産が属する科目ごとに、減価償却累計額を控除する形式で記載しなければならない。ただし、減価償却累計額を控除した残額のみを記載することを妨げない。

2) 前項ただし書の場合においては、減価償却累計額を注記しなければならない。

3) 減価償却累計額は、二以上の科目について一括して記載することを妨げない。

（無形固定資産の償却）

第二十一条 無形固定資産については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

（償却年数等の変更の注記）

第二十二条 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨を注記しなければならない。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。

（所有権が留保された固定資産）

第二十三条 割賦販売等により購入した重要な固定資産の所有権が売主に留保されているときは、その旨及び代金未払額を注記しなければならない。ただし、他の資産又は他の債務と區別して記載するときは、この限りでない。

（長期前払費用）

第二十四条 第十七条の規定により流動資産の部に記載された費用の前払以外の費用の前払は

(有形固定資産に対する減価償却累計額の表示)

第十四条 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、次項の規定による場合のほか、当該各有形固定資産項目に対する控除項目として、減価償却累計額の項目をもって表示しなければならない。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

2 各有形固定資産に対する減価償却累計額は、当該各有形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示することができる。

(有形固定資産に対する減損損失累計額の表示)

第十五条 各有形固定資産に対する減損損失累計額は、次項及び第三項の規定による場合のほか、当該各資産の金額(前条第二項の規定により有形固定資産に対する減価償却累計額を当該有形固定資産の金額から直接控除しているときは、その控除後の金額)から直接控除し、その控除残高を当該各有形固定資産の金額として表示しなければならない。

2 減価償却を行う各有形固定資産に対する減損損失累計額は、当該各有形固定資産項目に対する控除項目として、減損損失累計額の項目をもって表示することができる。ただし、これらの有形固定資産に対する控除項目として一括して表示することを妨げない。

3 前条第一項及び前項の規定により減価償却累計額及び減損損失累計額を控除項目として表示する場合には、減損損失累計額を減価償却累計額に合算して、減価償却累計額の項目をもつて表示することができる。

(無形固定資産の表示)

第十六条 各無形固定資産に対する減価償却累計額及び減損損失累計額は、当該各無形固定資産の金額から直接控除し、その控除残高を当該各無形固定資産の金額として表示しなければならない。

(繰延税金資産等の表示)

第十七条 流動資産に属する繰延税金資産の金額及び流動負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として流動資産又は流動負債に表示しなければならない。

2 固定資産に属する繰延税金資産の金額及び固定負債に属する繰延税金負債の金額については、その差額のみを繰延税金資産又は繰延税金負債として固定資産又は固定負債に表示しなければならない。

(繰延資産の表示)

投資その他の資産の部に記載しなければならない。

(長期繰延税金資産)

第二十五条 第十八条の規定により流動資産の部に記載された繰延税金資産以外の繰延税金資産は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。

(長期金銭債権)

第二十六条 第十二条及び第十三条の規定により流動資産の部に記載された金銭債権以外の金銭債権は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。

2 第十四条の規定は、前項の金銭債権について準用する。

(長期保有の有価証券)

第二十七条 第十五条に規定する有価証券以外の有価証券は、投資その他の資産の部に記載しなければならない。

2 前項の規定は、有限会社の社員の持分その他出資による持分について準用する。

(繰延資産)

第二十八条 信託の設定又は受益証券の発行のために支出した金額は、貸借対照表の資産の部に計上することができる。この場合においては、信託設定後五年内に計算期間の末日ごとに均等の額を償却しなければならない。

2 前項に規定する金額については、償却額を控除した残額を記載しなければならない。

(担保に供されている資産)

第二十九条 資産が担保に供されているときは、その旨及び担保権の明細を注記しなければならない。

(負債の部)

第三十条 負債の部は、流動負債及び固定負債の各部に区分しなければならない。

2 前項の各部分は、営業未払金、未払費用、借入金その他の負債の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業未払金等)

第三十一条 営業未払金その他営業取引によって生じた金銭債務は、流動負債の部に記載しなければならない。

第十八条 各繰延資産に対する償却累計額は、当該各繰延資産の金額から直接控除し、その控除残高を各繰延資産の金額として表示しなければならない。

(負債の部の区分)

第十九条 負債の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、各項目は、適当な項目に細分しなければならない。

一 流動負債

二 固定負債

2| 次の各号に掲げる負債は、当該各号に定めるものに属するものとする。

一 次に掲げる負債 流動負債

イ 営業未払金

ロ 前受金

ハ 引当金（資産に係る引当金及び一年内に使用されないと認められるものを除く。）

ニ 未払費用

ホ 前受収益

ヘ 次に掲げる繰延税金負債

(1) 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債

(2) 特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債であつて、計算期間の末日後一年内に取り崩されると認められるもの

ト その他の負債であつて、一年内に支払又は返済されると認められるもの

二 次に掲げる負債 固定負債

イ 長期借入金

ロ 引当金（資産に係る引当金及び前号ハに掲げる引当金を除く。）

ハ その他の負債であつて、流動負債に属しないもの

(純資産の部の区分)

第二十条 純資産の部は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一 元本等

二 評価・換算差額等

2| 元本等に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。この場合において、第三号に掲げる項目については、控除項目とする。

一 元本

二 剰余金

三 買取受益権（法第三十条の二第一項の規定により受益証券の買取りを行った場合におけ

(借入金等)

第三十二条 借入金その他前条に掲げる金銭債務以外の金銭債務で、その履行期が計算期間の末日後一年内に到来するもの又は到来すると認められるものは、流動負債の部に記載しなければならない。

(受託会社に対する金銭債務)

第三十三条 受託会社（法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。）に対する金銭債務で流動負債の部に記載すべきものは、その金銭債務が属する科目ごとに、他の金銭債務と区別して記載しなければならない。ただし、その金銭債務が属する科目ごとに注記することを妨げない。

(繰延税金負債)

第三十四条 流動資産に属する資産又は流動負債に属する負債に関連する繰延税金負債は、流動負債の部に記載しなければならない。特定の資産又は負債に関連しない繰延税金負債で計算期間の末日後一年内に取り崩されると認められるものについても、同様とする。

(長期金銭債務)

第三十五条 第三十一条及び第三十二条の金銭債務以外の金銭債務は、固定負債の部に記載しなければならない。

2| 第三十三条の規定は、前項の金銭債務について準用する。

(長期繰延税金負債)

第三十六条 第三十四条の規定により流動負債の部に記載された繰延税金負債以外の繰延税金負債は、固定負債の部に記載しなければならない。

(重要な係争事件に係る損害賠償義務等)

第三十七条 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形遡求義務その他これらに準ずる債務（受託会社が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害を含む。）は、注記しなければならない。ただし、負債の部に計上するものは、この限りでない。

(繰延税金資産及び繰延税金負債の記載方法)

第三十八条 第十八条の規定により流動資産の部に記載すべき繰延税金資産と第三十四条の規定により流動負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合には、その差額を繰延税金資

る当該受益証券をもって表示される当該投資信託財産の受益権をいう。以下同じ。）

3| 剰余金に係る項目は、次に掲げる項目に区分しなければならない。

一| 任意積立金

二| 期末剰余金又は期末欠損金

4| 第三項第一号に掲げる項目については、適切な名称を付した項目に細分することができる。

5| 評価・換算差額等に係る項目は、次に掲げる項目その他適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

一| その他有価証券評価差額金

二| 繰延ヘッジ損益

(元本の部)

第二十一条 元本の部には、元本及び収益の分配において元本を充当する場合は元本取崩額を表示しなければならない。

2| 親投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号。以下「規則」という。）第六条第二号ロに規定する親投資信託をいう。以下この章において同じ。）については、期末元本の内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額を表示しなければならない。

第二十二條から第四十四條まで 削除

産又は繰延税金負債として記載しなければならない。第二十五条の規定により投資その他の資産の部に記載すべき繰延税金資産と第三十六条の規定により固定負債の部に記載すべき繰延税金負債とがある場合についても、同様とする。

(純資産の部)

第三十九条 純資産の部は、元本及び剰余金の各部に区分しなければならない。

2| 資産につき時価を付すものとした場合には、その資産の評価差額金（当期純利益又は当期純損失として計上したものを除く。）は、第一項の規定にかかわらず、純資産の部に別に評価差額金の部を設けて記載しなければならない。

3| 計算期間の末日における一単位当たりの純資産の額は、注記しなければならない。

(元本の部)

第四十条 元本の部には、元本及び収益の分配において元本を充当する場合は元本取崩額を記載しなければならない。

(剰余金の部)

第四十一条 剰余金の部には、任意積立金及び期末剰余金又は期末欠損金を記載し、任意積立金は、その内容を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(元本の欠損の注記)

第四十一条の二 貸借対照表上の純資産額から第三十九条第二項の評価差額金の合計額を控除した額が、元本総額を下回る場合には、その差額を注記しなければならない。

(買取受益権に関する注記)

第四十二条 第十六条に規定する受益権の処分の方法及び当該処分の状況は、注記しなければならない。

(未払費用等に関する注記)

第四十三条 未払費用又は前払費用のうち、投資信託財産に関して負担する費用として受託会社が負担する費用、信託報酬又は運用に係る業務を委託した場合はその費用に係る金額は、当該費用の性質を示す適当な名称を付して注記しなければならない。

(その他の注記)

第四十四条 元本の追加信託をすることができない委託者指図型投資信託については、当該投資信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率（期末元本額の設定

第三節 損益及び剰余金計算書

(通則)

第四十五条 損益及び剰余金計算書については、この章の定めるところによる。

(区分)

第四十六条 損益及び剰余金計算書は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

この場合において、各項目について細分することが適当な場合には、適当な項目に細分することができる。

- 一 営業収益
- 二 営業費用
- 三 営業外収益
- 四 営業外費用
- 五 特別利益
- 六 特別損失

2| 営業収益及び営業費用は、資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用を、受取利息、有価証券売却損益、不動産賃貸収入、不動産売却損益、受託者報酬、委託者報酬その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した項目に細分しなければならない。

3| 特別利益に属する利益又は特別損失に属する損失は、災害による損失、前期損益修正損益

元本額に対する割合をいう。)を注記しなければならない。

2| 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託(別紙様式第二号(記載上の注意)第九項において「追加型委託者指図型投資信託」という。)については、当該投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額(計算期間中において元本の追加信託が行われる場合における元本額をいう。次項において同じ。)及び期中一部解約元本額(計算期間中において委託者指図型投資信託の一部の解約(以下この章において「一部解約」という。)が行われる場合における元本額をいう。次項において同じ。)を注記しなければならない。

3| 親投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第百二十九号。以下「規則」という。)第六条第二号ロに規定する親投資信託をいう。以下この章において同じ。)については、当該投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額を注記しなければならない。

4| 親投資信託については、期末元本の内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額を記載しなければならない。

第三節 損益及び剰余金計算書

(区分)

第四十五条 損益及び剰余金計算書には、経常損益の部及び特別損益の部を設け、経常損益の部は、営業損益の部及び営業外損益の部に区分しなければならない。

(経常損益の部)

第四十六条 営業損益の部及び営業外損益の部は、受取利息、不動産賃貸事業収入、受託者報酬、委託者報酬その他の収益又は費用の性質を示す適当な名称を付した科目に細分しなければならない。

(営業損益)

第四十七条 資産の運用に係る業務及びその附帯業務に関する収益又は費用は、営業損益の部に記載しなければならない。

2| 営業収益と営業費用との差額は、営業利益又は営業損失として記載しなければならない。

(受託会社との取引高)

第四十八条 受託会社との取引による取引高の総額は、営業取引によるものとそれ以外のものとを区分して、注記しなければならない。

その他の項目の区分に従い、細分しなければならない。

- 4| 前項の規定にかかわらず、前項の各利益又は各損失のうち、その金額が重要でないものについては、当該利益又は損失を細分しないこととすることができる。

(営業損益金額)

第四十七条 営業収益の合計額から営業費用の合計額を減じて得た額（以下「営業損益金額」という。）は、営業利益金額として表示しなければならない。

- 2| 前項の規定にかかわらず、営業損益金額が零未満である場合には、零から営業損益金額を減じて得た額を、営業損失金額として表示しなければならない。

(経常損益金額)

第四十八条 営業損益金額に営業外収益を加算して得た額から営業外費用を減じて得た額（以下「経常損益金額」という。）は、経常利益金額として表示しなければならない。

- 2| 前項の規定にかかわらず、経常損益金額が零未満である場合には、零から経常損益金額を減じて得た額を、経常損失金額として表示しなければならない。

(税引前当期純損益金額)

第四十九条 経常損益金額に特別利益を加算して得た額から特別損失を減じて得た額（以下「税引前当期純損益金額」という。）は、税引前当期純利益金額として表示しなければならない。

- 2| 前項の規定にかかわらず、税引前当期純損益金額が零未満である場合には、零から税引前当期純損益金額を減じて得た額を、税引前当期純損失金額として表示しなければならない。

(税等)

第五十条 次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、税引前当期純利益金額又は税引前当期純損失金額の次に表示しなければならない。

- 一 当該計算期間に係る法人税等
二 法人税等調整額（税効果会計の適用により計上される前号に掲げる法人税等の調整額をいう。）

- 2| 法人税等の更正、決定等による納付税額又は還付税額がある場合には、前項第一号に掲げる項目の次に、その内容を示す名称を付した項目をもって表示するものとする。ただし、これらの金額の重要性が乏しい場合は、同号に掲げる項目の金額に含めて表示することができる。

(経常損益)

第四十九条 第四十七条第二項の営業利益又は営業損失の額に、営業外収益の合計額と営業外費用の合計額を加減した額は、経常利益又は経常損失として記載しなければならない。

(特別損益の部)

第五十条 特別損益の部には、前期損益修正損益その他の異常な利益又は損失について、その内容を示す適当な名称を付した科目を設けて記載しなければならない。

(当期純損益)

第五十一条 第四十九条の経常利益又は経常損失の額に、前条の利益の合計額と損失の合計額を加減した額は、税引前当期純利益又は税引前当期純損失として記載しなければならない。

- 2| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失に加減すべき次に掲げる額は、その内容を示す適当な名称を付して前項の税引前当期純利益又は税引前当期純損失の次に記載しなければならない。

- 一 法人税その他の税の額
二 法人税等調整額

3| 税引前当期純利益又は税引前当期純損失の額に、前項各号に掲げる額を加減した額は、当期純利益又は当期純損失として記載しなければならない。

(当期純損益金額)

第五十一条 第一号及び第二号に掲げる額の合計額から第三号及び第四号に掲げる額の合計額を減じて得た額(以下「当期純損益金額」という。)は、当期純利益金額として表示しなければならない。

一 税引前当期純損益金額

二 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、還付税額があるときは当該還付金額

三 前条第一項第一号及び第二号に掲げる項目の金額

四 前条第二項に規定する場合(同項ただし書の場合を除く。)において、納付税額があるときは、当該納付金額

2) 前項の規定にかかわらず、当期純損益金額が零未満である場合には、零から当期純損益金額を減じて得た額を、当期純損失金額として表示しなければならない。

(剰余金等の計算)

第五十二条 投資信託委託業者は、次に掲げる項目に従って、剰余金の増減及び収益の分配の内容を明らかにしなければならない。

一 当期純利益金額又は当期純損失金額

二(六) (略)

2 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができる旨投資信託約款(法第二十五条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。)に表示のある委託者指図型投資信託にあつては、一部解約に伴う当期純利益金額の分配額は前項第一号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を減算する形式により、一部解約に伴う当期純損失金額の分配額は同号の当期純利益金額又は当期純損失金額から当該金額を加算する形式により、表示しなければならない。

(剰余金増加額又は欠損金減少額の区分表示)

第五十三条 前条第一項第三号の剰余金増加額又は欠損金減少額は、次に掲げる科目その他その発生原因を示す名称を付した科目に細分して表示しなければならない。

一(四) (略)

2 第二十条第三項第一号の任意積立金を取り崩して当該計算期間の収益の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第三号に掲げる項目をもって表示しなければならない。

3 元本を取り崩して当該計算期間の収益の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、第一項第四号に掲げる科目をもって表示しなければならない。

(剰余金等の計算)

第五十二条 投資信託委託業者は、次に掲げる科目に従って、剰余金の増減及び収益の分配の内容を明らかにしなければならない。

一 当期純利益又は当期純損失

二(六) (略)

2 計算期間中に委託者指図型投資信託の一部解約を行うことができる旨投資信託約款(法第二十五条第一項に規定する投資信託約款をいう。以下この章において同じ。)に記載のある委託者指図型投資信託にあつては、一部解約に伴う当期純利益の分配額は前項第一号の当期純利益又は当期純損失から当該金額を減算する形式により、一部解約に伴う当期純損失の分配額は同号の当期純利益又は当期純損失から当該金額を加算する形式により、記載しなければならない。

(剰余金増加額又は欠損金減少額の区分表示)

第五十三条 前条第一項第三号の剰余金増加額又は欠損金減少額は、次に掲げる科目その他その発生原因を示す名称を付した科目に細分して記載しなければならない。

一(四) (略)

2 第四十一条の任意積立金を取り崩して当該計算期間の収益の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、前項第三号に掲げる科目をもって記載しなければならない。

3 元本を取り崩して当該計算期間の収益の分配に充当する場合には、当該取崩金額は、第一項第四号に掲げる科目をもって記載しなければならない。

(剰余金減少額又は欠損金増加額の区分表示)

第五十四条 第五十二条第一項第四号の剰余金減少額又は欠損金増加額は、次に掲げる科目その他その発生原因を示す名称を付した科目に細分して表示しなければならない。

一～四 (略)

2 (略)

3 第五十二条の規定による計算により、第二十一条第一項の元本取崩額を減算する場合には、当該減算額は第一項第四号に掲げる項目をもって表示しなければならない。

(包括利益)

第五十五条 損益及び剰余金計算書には、包括利益に関する事項を表示することができる。

第三節の二 注記表

(通則)

第五十五条の二 注記表については、この章の定めるところによる。

(区分)

第五十五条の三 注記表は、次に掲げる項目に区分して表示しなければならない。

- 一 重要な会計方針に係る事項に関する注記
- 二 貸借対照表に関する注記
- 三 損益及び剰余金計算書に関する注記
- 四 税効果会計に関する注記
- 五 関連当事者との取引に関する注記
- 六 一単位当たり情報に関する注記
- 七 重要な後発事象に関する注記
- 八 その他の注記

(注記の方法)

(剰余金減少額又は欠損金増加額の区分表示)

第五十四条 第五十二条第一項第四号の剰余金減少額又は欠損金増加額は、次に掲げる科目その他その発生原因を示す名称を付した科目に細分して記載しなければならない。

一～四 (略)

2 (略)

3 第五十二条の規定による計算により、第四十条の元本取崩額を減算する場合には、当該減算額は第一項第四号に掲げる科目をもって記載しなければならない。

(損益及び剰余金計算書の注記)

第五十五条 損益及び剰余金計算書の記載に当たっては、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合には、当該委託に要する費用
- 二 不動産売買損益及び不動産賃貸事業損益の内訳
- 三 投資信託約款で定められた収益の分配の方針に従い当該計算期間の分配金の額を計算した過程

(新設)

(新設)

(新設)

第五十五条の四 貸借対照表又は損益及び剰余金計算書の特定の項目に関連する注記については、その関連を明らかにしなければならない。

(新設)

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

第五十五条の五 重要な会計方針に係る事項に関する注記は、計算書類の作成のために採用している会計処理の原則及び手続並びに表示方法その他計算書類作成のための基本となる事項(次項において「会計方針」という。)であつて、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)とする。

(新設)

- 一 資産の評価基準及び評価方法
 - 二 固定資産の減価償却の方法
 - 三 引当金の計上基準
 - 四 収益及び費用の計上基準
 - 五 その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 2 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)も重要な会計方針に関する注記とする。
- 一 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
 - 二 表示方法を変更したときは、その内容

(貸借対照表に関する注記)

第五十五条の六 貸借対照表に関する注記は、次に掲げる事項とする。

(新設)

- 一 資産が担保に供されている場合における次に掲げる事項
 - イ 資産が担保に供されていること。
 - ロ イの資産の内容及びその金額
 - ハ 担保に係る債務の金額
- 二 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について流動資産、有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産又は繰延資産ごとに一括した引当金の金額)
- 三 資産に係る減価償却累計額を直接控除した場合における各資産の資産項目別の減価償却累計額(一括して注記することが適当な場合にあつては、各資産について一括した減価償却累計額)
- 四 資産に係る減損損失累計額を減価償却累計額に合算して減価償却累計額の項目をもって表示した場合には、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- 五 重要な係争事件に係る損害賠償義務、手形遡求債務その他これらに準ずる債務(受託会

社（法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。以下同じ。）が信託事務を処理するため自己に過失なくして受けた損害を含む。）（負債の部に計上したものを除く。）があるときは、当該債務の内容及び金額

六 関連当事者に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関連当事者に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金銭又は二以上の項目について一括した金額

七 当該投資信託の買取受益権の処分の方法及び当該処分の状況
八 貸借対照表上の純資産額から第二十条第一項第二号に掲げる項目の合計額を控除した額が元本総額を下回る場合におけるその差額

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第五十五条の七 損益及び剰余金計算書に関する注記は、次に掲げる事項とする。

- 一 関連当事者（第五十五条の九第四項に規定する関連当事者をいう。）との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額
- 二 投資信託財産の運用の指図に係る権限の全部又は一部を委託する場合における当該委託に要する費用
- 三 不動産売買損益及び不動産賃貸損益の内訳
- 四 投資信託約款で定められた収益の分配の方針に従い当該計算期間の分配金の額を計算した過程
- 五 当該計算期間の末日における受益権の総数
- 六 当該計算期間の末日における買取受益権の総数

（税効果会計に関する注記）

第五十五条の八 税効果会計に関する注記は、次に掲げるもの（重要でないものを除く。）の発生の主な原因とする。

- 一 繰延税金資産（その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。）
- 二 繰延税金負債

（関連当事者との取引に関する注記）

第五十五条の九 関連当事者との取引に関する注記は、投資信託財産と関連当事者との間に取引がある場合における次に掲げる事項であつて、重要なものとする。

- 一 当該関連当事者に関する次に掲げる事項

（新設）

（新設）

（新設）

- イ その名称（当該関連当事者が個人であるときは、その氏名）
 - ロ 当該投資信託財産と当該関連当事者との関係
 - 二 取引の内容
 - 三 取引の種類別の取引金額
 - 四 取引条件及び取引条件の決定方針
 - 五 取引により発生した債権又は債務に係る主な項目別の当該計算期間の末日における残高
 - 六 取引条件の変更があつたときは、その旨、変更の内容及び当該変更が計算書類に与えている影響の内容
- 2| 関連当事者との間の取引のうち次に掲げる取引については、前項に規定する注記を要しない。
- 一 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性質からみて取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引
 - 二 当該投資信託財産の運用を行う投資信託委託業者及び受託会社に対する報酬等（未払費用又は前払費用として貸借対照表に計上されているものを除く。）
 - 三 前二号に掲げる取引のほか、当該取引に係る条件につき市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と同様のものを決定していることが明白な場合における当該取引
- 3| 関連当事者との取引に関する注記は、第一項各号に掲げる区分に従い、関連当事者ごとに表示しなければならない。
- 4| 前三項に規定する「関連当事者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 当該投資信託財産の資産の運用を行う投資信託委託業者及び当該投資信託委託業者の会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）第四百十条第四項に規定する関連当事者
 - 二 当該投資信託財産の受託会社
- (一) 単位当たり情報に関する注記
- 第五十五条の十 一 単位当たり情報に関する注記は、一単位当たりの次に掲げる額とする。
- 一 計算期間の末日における純資産額
 - 二 当期純利益金額又は当期純損失金額
- (重要な後発事象に関する注記)
- 第五十五条の十一 重要な後発事象に関する注記は、当該投資信託財産の計算期間の末日後、当該投資信託財産の翌計算期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象とする。

(新設)

(新設)

(その他の注記)

第五十五条の十二 その他の注記は、次の各号に掲げる区分に応じた当該各号に掲げるもののほか、貸借対照表又は損益及び剰余金計算書により投資信託財産又はその損益の状態を正確に判断するために必要な事項とする。

一 元本の追加信託をすることができない委託者指図型投資信託 当該投資信託財産に係る設定年月日、設定元本額、期首元本額及び元本残存率(期末元本額の設定元本額に対する割合をいう。)

二 元本の追加信託をすることができる委託者指図型投資信託(別紙様式第二号(表示上の注意)第九項において「追加型委託者指図型投資信託」という。)

当該投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額(計算期間中において元本の追加信託が行われる場合における元本額をいう。次号において同じ。)

及び期中一部解約元本額(計算期間中において委託者指図型投資信託の一部の解約が行われる場合における元本額をいう。次号において同じ。)

三 親投資信託 当該投資信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額

第四節 附属明細表

(附属明細表の表示事項)

第五十六条 附属明細表には、この府令に定めるもののほか、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び注記表の内容を補足する重要な事項を表示しなければならない。

第五十七条 投資信託委託業者は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として表示すべきものは、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

2 (略)

第五節 運用報告書

(運用報告書の表示事項等)

第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一〜七 (略)

八 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

(新設)

第四節 附属明細表

(附属明細表の記載事項)

第五十六条 附属明細表には、この府令に定めるもののほか、貸借対照表並びに損益及び剰余金計算書の記載を補足する重要な事項を記載しなければならない。

第五十七条 投資信託委託業者は、別紙様式第一号により附属明細表を作成しなければならない。この場合において、附属明細表として記載すべきものは、次に掲げるものとする。

一〜六 (略)

2 (略)

第五節 運用報告書

(運用報告書の記載事項等)

第五十八条 法第三十三条第一項本文に規定する運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一〜七 (略)

八 不動産、不動産の賃借権又は地上権ごとに、次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により表示できない場合には、その旨）

ニ (略)

九〇二十四 (略)

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて表示するものとする。

3 (略)

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の表示に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

(削る)

6 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて表示すべき場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

7 59 (略)

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 (略)

一 (略)

二 その計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、当該投資信託財産に係る投資信託約款に次に掲げる事項が表示されている公社債投資信託（規則第六条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。） 一年

イ・ロ (略)

2 (略)

第六節 (略)

イ・ロ (略)

ハ 当該不動産に関して賃貸契約を締結した相手方（以下ハにおいて「テナント」という。）がある場合には、物件ごとに、当期末現在における稼働率及びテナントの総数並びに当該投資信託財産の計算期間中における全賃料収入（当該全賃料収入について、やむを得ない事情により記載できない場合には、その旨）

ニ (略)

九〇二十四 (略)

2 当該投資信託財産につき親投資信託の受益証券を組み入れている場合には、当該親投資信託の受益証券につき、直前の計算期間に係る前項第一号から第十七号までに掲げる事項について併せて記載するものとする。

3 (略)

4 第一項第十七号に掲げる事項は、その要旨を記載することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなる場合は、この限りでない。

5 第一項第十七号に掲げる事項の記載に当たっては、当期末現在における資産、負債及び元本の状況については第二節の規定により作成された当期末現在における貸借対照表に、当該投資信託財産の計算期間中の損益の状態については第三節の規定により作成された当該投資信託財産の計算期間中の損益及び剰余金計算書に代えることができる。

6 第一項各号に掲げる事項の金額は、百万円単位をもって表示することができる。ただし、投資信託財産の状況を的確に判断することができなくなるときは、この限りでない。

7 第二項の規定により直前の計算期間に係る事項について併せて記載すべき場合には、第二項から前項までの規定を準用する。

8 10 (略)

(運用報告書の作成等の期日)

第五十九条 (略)

一 (略)

二 その計算期間が一日の投資信託財産であつて、かつ、当該投資信託財産に係る投資信託約款に次に掲げる事項が記載されている公社債投資信託（規則第六条第二号イに規定する公社債投資信託をいう。） 一年

イ・ロ (略)

2 (略)

第六節 (略)

第三章 委託者非指図型投資信託

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第四十二条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十五条の二から第五十五条の十二までの規定は投資信託財産の注記表について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第二十條	法第三十條の二第二項	法第四十九條の十一第一項において準用する法第三十條の二第二項
第五十五條の十二第一号	(略)	(略)
第五十五條の十二第二号	(略)	(略)
第二十一條第一項	(略)	(略)
第四十六條第二項	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第五十五條の七第	(略)	(略)

第三章 委託者非指図型投資信託

(委託者指図型投資信託に関する規定の準用)

第六十二条 第九条の規定は委託者非指図型投資信託に係る計算期間について、第十条から第四十四条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産（法第四十九条の三に規定する投資信託財産をいう。以下この条において同じ。）の貸借対照表について、第四十五条から第五十五条までの規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の損益及び剰余金計算書について、第五十六条及び第五十七条の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の附属明細表について、第五十八条及び第五十九条（同条第一項第二号を除く。）の規定は委託者非指図型投資信託に係る投資信託財産の運用報告書について、前二条の規定は委託者非指図型投資信託に係る外貨建資産等の会計処理について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前章の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)
第十六條	法第三十條の二	法第四十九條の十一第一項において準用する法第三十條の二
第四十四條第一項	(略)	(略)
第四十四條第二項	(略)	(略)
第四十四條第三項	(略)	(略)
第四十六條	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)
第五十五條第一号	(略)	(略)

二号			
第五十五条の九第 二項第二号	投資信託委託業者及び受託者で ある会社	受託者である会社	
第五十五条の九第 四項第一号	投資信託委託業者及び当該投資 信託委託業者の	受託会社(の)	
(略)	(略)	(略)	
第五十八条第八項	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	

第四章 外国投資信託

(外国投資信託の運用報告書の表示事項等)

第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十三条第一項本文に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第五十三条の規定により読み替えられた法第三十三条第一項本文の投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日(次号において「当期末」という。)における貸借対照表及び当該計算期間中の損益及び剰余金計算書並びにこれらの注記表
- 四〇九 (略)
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の表示事項(当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、第五十八条第一項に掲げる表示事項に準ずる事項)

2・3 (略)

附則

(施行期日)

第一条 この府令は、会社法の施行の日から施行する。

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)
(略)	(略)	(略)	(略)
第五十八条第九項	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

第四章 外国投資信託

(外国投資信託の運用報告書の記載事項等)

第六十三条 法第五十九条において準用する法第三十三条第一項本文に規定する外国投資信託に係る投資信託財産(令第五十三条の規定により読み替えられた法第三十三条第一項本文の投資信託財産をいう。以下この条において同じ。)の運用報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一・二 (略)
- 三 当該外国投資信託に係る投資信託財産の計算期間の末日(次号において「当期末」という。)における貸借対照表及び当該計算期間中の損益及び剰余金計算書
- 四〇九 (略)
- 十 前各号に掲げるもののほか、当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書の記載事項(当該外国投資信託が設定された外国の法令に基づき作成される運用報告書につき特段の定めのない場合においては、第五十八条第一項に掲げる記載事項に準ずる事項)

2・3 (略)

(注記表に関する経過措置)

第二條 第五十五條の二第五号の規定は、この府令の施行後最初に到来する計算期間の末日に係る注記表については、適用しない。

改正案	現行
<p>別紙様式第一号（第 57 条関係）</p> <p style="text-align: center;">附 属 明 細 表</p> <p>第 1 （略）</p> <p>（表示上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 投資信託財産が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に表示すること。（法第 15 条第 2 項第 1 号又は法第 49 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書（括弧書）で表示すること。</p> <p>3 外貨建証券は、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 通貨の種類ごとに当該通貨をもって表示するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて括弧書として表示すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 合計金額欄は、邦貨額をもって表示し、外貨建証券の邦貨換算額を内書（括弧書）すること。</p> <p>第 2 （略）</p> <p>（表示上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「種類」の欄には、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）に応じて、それぞれ「有価証券先物取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「有価証券先渡取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」等規則第 27 条第 4 項（同項第 1 号、第 19 号及び第 20 号を除く。）に規定する有価証券先物取引等及び為替予約取引について、その具体的な取引名（債券先物取引、株価指数先物取引等）を表示すること。</p> <p>3 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨（契約額のおおむね 10%以上を占める通貨）により区分して表示すること。</p>	<p>別紙様式第一号（第 57 条関係）</p> <p style="text-align: center;">附 属 明 細 表</p> <p>第 1 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 投資信託財産が保有する有価証券のうち信用取引等に係る保証金代用有価証券又は委託証拠金代用有価証券等として証券会社等に差し入れている有価証券については、その旨を、貸付けを行っている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を備考欄等に記載すること。（法第 15 条第 2 項第 1 号又は法第 49 条の 9 第 2 項第 1 号に規定する利害関係人等に対して貸し付けている有価証券については、貸付株式数又は貸付券面額を内書（括弧書）で記載すること。</p> <p>3 外貨建証券は、次の事項を記載すること。</p> <p>(1) 通貨の種類ごとに当該通貨をもって記載するとともに金額欄を小計し、小計金額には邦貨換算額も併せて括弧書として記載すること。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) 合計金額欄は、邦貨額をもって記載し、外貨建証券の邦貨換算額を内書（括弧書）すること。</p> <p>第 2 （略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 「種類」の欄には、取引の種類（先物取引、オプション取引、先渡取引及びスワップ取引）に応じて、それぞれ「有価証券先物取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「有価証券先渡取引」、「有価証券店頭指数等先渡取引」、「有価証券店頭オプション取引」、「有価証券店頭指数等スワップ取引」等規則第 27 条第 4 項（同項第 1 号、第 19 号及び第 20 号を除く。）に規定する有価証券先物取引等及び為替予約取引について、その具体的な取引名（債券先物取引、株価指数先物取引等）を記載すること。</p> <p>3 通貨を対象物とする取引については、取引の種類ごとに主要な通貨（契約額のおおむね 10%以上を占める通貨）により区分して記載すること。</p>

4 「契約額等」の欄には、先物取引、オプション取引及び先渡取引については契約額を、スワップ取引については、想定元本額を表示すること。

5 (略)

第3 (略)

(表示上の注意)

- 1 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている項目の区分により表示すること。
- 2 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって表示すること。
- 3 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に表示すること。
- 4 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に表示すること。
- 5 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当該増加額」又は「当該減少額」の欄に内書(括弧書)として表示し、その増減事由を摘要欄に表示すること。

第4 (略)

(表示上の注意)

- 1 有価証券、不動産以外の特定資産を主たる投資対象としている場合に、当該主たる投資対象である特定資産について表示すること。
- 2 (略)

第5 (略)

(表示上の注意)

- 1 「平均利率」の欄には、加重平均利率を表示すること。
- 2 「返済方法」の欄には、元金均等、元利均等、満期一括返済等その返済方法を表示すること。
- 3 (略)

4 「契約額等」の欄には、先物取引、オプション取引及び先渡取引については契約額を、スワップ取引については、想定元本額を記載すること。

5 (略)

第3 (略)

(記載上の注意)

- 1 「流動資産」、「有形固定資産」及び「無形固定資産」の欄は、貸借対照表に掲げられている科目の区分により記載すること。
- 2 「前期末残高」、「当期増加額」、「当期減少額」及び「当期末残高」の欄は、当該資産の取得原価によって記載すること。
- 3 当期末残高から減価償却累計額又は償却累計額を控除した残高を、「差引当期末残高」の欄に記載すること。
- 4 同一の種類のものについて資産の総額の1%を超える額の増加又は減少があった場合は、その事由を「摘要」欄に記載すること。
- 5 特別の事由により取得原価の修正が行われた場合には、当該再評価差額等については、「当該増加額」又は「当該減少額」の欄に内書(括弧書)として記載し、その増減事由を摘要欄に記載すること。

第4 (略)

(記載上の注意)

- 1 有価証券、不動産以外の特定資産を主たる投資対象としている場合に、当該主たる投資対象である特定資産について記載すること。
- 2 (略)

第5 (略)

(記載上の注意)

- 1 「平均利率」の欄には、加重平均利率を記載すること。
- 2 「返済方法」の欄には、元金均等、元利均等、満期一括返済等その返済方法を記載すること。
- 3 (略)

改正案	現行
<p>別紙様式第2号（第58条第1項第22号関係）</p> <p style="text-align: center;">投資信託財産運用総括表</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（表示上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 一単位当たり償還金欄には、投資信託契約の終了時における基準価額を<u>表示</u>すること。 3 「毎計算期末の状況」は、投資信託財産の計算期間の終了前10年分又は投資信託契約期間の終了前10年分について<u>表示</u>すること。 4 基準価額欄には、各期末の基準価額を<u>表示</u>すること。 5 「信託期間中一単位当たり総収益金」は「毎計算期末の状況」に<u>表示</u>された一単位当たり分配金の合計額に、「投資信託契約終了時の状況」に<u>表示</u>された一単位当たり償還金の額を加算した額から一単位当たり元本額を控除した金額を<u>表示</u>すること。 なお、当該金額が負の数の場合には、その旨を明示して<u>表示</u>すること。 6 「信託期間一単位当たり年平均収益率」は、次の計算式によって算出した率を<u>表示</u>し、一単位当たり総収益金が負の数の場合には、<u>表示</u>することを要しない。 （略） 7 統合に係る投資信託財産については、統合される投資信託財産ごとに作成すること。この場合における統合時以後の計数は、統合投資信託財産総額について<u>表示</u>すること。 8 （略） 9 追加型委託者指図型投資信託又は追加型委託者非指図型投資信託については、5及び6の<u>表示</u>は要しない。 10 （略） 	<p>別紙様式第2号（第58条第1項第22号関係）</p> <p style="text-align: center;">投資信託財産運用総括表</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（記載上の注意）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （略） 2 一単位当たり償還金欄には、投資信託契約の終了時における基準価額を<u>記載</u>すること。 3 「毎計算期末の状況」は、投資信託財産の計算期間の終了前10年分又は投資信託契約期間の終了前10年分について<u>記載</u>すること。 4 基準価額欄には、各期末の基準価額を<u>記載</u>すること。 5 「信託期間中一単位当たり総収益金」は「毎計算期末の状況」に<u>記載</u>された一単位当たり分配金の合計額に、「投資信託契約終了時の状況」に<u>記載</u>された一単位当たり償還金の額を加算した額から一単位当たり元本額を控除した金額を<u>記載</u>すること。 なお、当該金額が負の数の場合には、その旨を明示して<u>記載</u>すること。 6 「信託期間一単位当たり年平均収益率」は、次の計算式によって算出した率を<u>記載</u>し、一単位当たり総収益金が負の数の場合には、<u>記載</u>することを要しない。 （略） 7 統合に係る投資信託財産については、統合される投資信託財産ごとに作成すること。この場合における統合時以後の計数は、統合投資信託財産総額について<u>記載</u>すること。 8 （略） 9 追加型委託者指図型投資信託又は追加型委託者非指図型投資信託については、5及び6の<u>記載</u>は要しない。 10 （略）